

高山南商工会定款

定款
(総代会制)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本商工会は、高山南商工会と称する。

(地 区)

第3条 本商工会の地区は、設立認可の日における高山市久々野町、朝日町及び高根町の区域とする。

2 本商工会の地区たる高山市久々野町、朝日町及び高根町について、境界変更又は未所屬地域の編入があったときは、前項の規定にかかわらず、地区はその境界変更又は未所屬地域の編入後の区域とする。

(事務所所在地)

第4条 本商工会は、主たる事務所を岐阜県高山市久々野町無数河に置き、従たる事務所を岐阜県高山市朝日町万石に置く。

(原 則)

第5条 本商工会は、営利を目的としない。

2 本商工会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

3 本商工会は、これを特定の政党のために利用しない。

(公告の方法)

第6条 本商工会の公告は、本商工会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、中日新聞に掲載して行うものとする。

(規 約)

第7条 この定款で定めるもののほか、本商工会の業務の執行について必要な事項は、総代会の議決を経て規約で定める。

2 本商工会は、規約を設定したときは、遅滞なく、これを市長に届け出るものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

第2章 事業

(事業)

第8条 本商工会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (7) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (8) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (9) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (10) 岐阜県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- (11) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (12) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- (13) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (14) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- (15) 岐阜県商工会連合会の復託を受けて、全国商工会連合会が行う全国商工会会員福祉共済の業務を行うこと。
- (16) 外国人研修生の受け入れに関する事業を行うこと。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 会員

(会員の資格)

第9条 本商工会の会員たる資格を有する者は、本商工会の地区内において、引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者、第51条に定める青年部の部長若しくは副部長又は第56条に定める女性部の部長若しくは副部長とする。ただし、次に掲げる者は、本商工会の事業の円滑な推進のために必要であるとして、理事会が特に承認した場合は、会員となることができる。

- (1) 本商工会の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者

(2) 本商工会の地区内に営業所等を有する相互会社、中小企業等協同組合、信用金庫、公社、青色申告会、法人会、スタンプ会又は商店会、その他組合等

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は会員たる資格を有しない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。以下同じ。）

(4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

(5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

(8) その他前各号に準ずる者及び団体（以下「反社会的勢力」という。）

(9) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係を有する者

(10) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係を有する者

(11) 反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する者

(12) 反社会的勢力と知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係を有する者

(13) 役職員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者

(14) 自ら又は第三者を利用して、暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行った者

(15) 自ら又は第三者を利用して取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用い

る行為を行った者

(16) 自ら又は第三者を利用して風説を流布し、偽計又は威力を用いて本会の信用を棄損し、又は本会の業務を妨害する行為を行った者

(17) その他前各号に準ずる行為を行った者

(加入)

第10条 本商工会の会員たる資格を有する者は、総代会の議決を経て別に定める加入手続により、本商工会の承諾を得て、本商工会に加入することができる。

2 前項の加入の諾否は、理事会において決定する。

3 理事会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

4 第2項の規定により理事会の承諾を得た者は、所定の加入金及び会費を納めた時に、本商工会の会員となる。

5 加入金の額及びその払込みの方法は、総代会の議決を経て別に定める。

(議決権及び選挙権)

第11条 会員は、各々1個の議決権及び選挙権を有する。

2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人はその会員の3親等以内の親族若しくは常時使用する従業員又は他の会員でなければならない。

3 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

4 代理人は、5人以上の会員を代理することができない。

5 第2項の代理人は、議決権及び選挙権を行使する前にその代理権を証する書面を本商工会に提出しなければならない。

(会費)

第12条 会員は、毎事業年度所定の納期までに、会費を納入しなければならない。

2 前項の会費の金額及びその払込みの方法は、総代会の議決を経て別に定める。

(過怠金)

第13条 本商工会は、会費の納入その他会員たるの義務を怠った会員に対して、理事会の議決を経て、過怠金を課することができる。

2 前項の過怠金の金額、その他過怠金の賦課に関し必要な事項は、総代会の議決を経て別に定めるものとする。

(会員権の停止)

第14条 本商工会は、会費の滞納が1年以上におよぶ会員、その他会員たるの義務を怠った会員に対して、総代会の議決を経て、その会員たるの権利の全部又は一部の行使を停止することができる。この場合には、その会員に対して、その総代会の会日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

2 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱 退)

第15条 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて本商工会を脱退することができる。

2 会員は、次の場合には、脱退する。

- (1) 会員たる資格を喪失した場合
- (2) 死亡し、又は解散した場合
- (3) 除名された場合

(除 名)

第16条 本商工会は、次の各号の一に該当する会員を総代会の議決によって除名することができる。この場合には、その会員に対して、その総代会の会日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 1年以上にわたって会費の納入その他会員たるの義務を怠った会員
- (2) 本商工会の体面を傷つけ、又は本商工会の目的遂行に反する行為を行った会員
- (3) 第9条第2項の各号のいずれかに該当する会員

2 第14条第2項の規定は、会員の除名について準用する。

3 除名された者は、除名された日から1年間は本商工会の会員となることができない。

(届 出)

第17条 会員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を本商工会に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
- (2) 法人たる会員にあっては、その代表者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (3) 事業の廃止、地区内において有する営業所、事務所、工場又は事業場の閉鎖その他会員たる資格の喪失を来すべき事実があったとき。

(賛助会員)

第17条の2 会員たる資格を有しない者であっても、本商工会の趣旨に賛同するものは、本商工会の賛助会員となることができる。

2 第10条(加入)及び第12条から第17条(会費、過怠金、会員権の停止、脱退、除名、届出)までの規定は賛助会員について準用する。

第4章 役員

(役員)

第18条 本商工会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理事 18人

(4) 監事 2人

2 役員は、会員又は会員たる法人の役職員でなければならない。ただし、理事は、1人以内に限り、会員又は会員たる法人の役職員でない者をもって充てることができる。

(役員の仕事)

第19条 会長は、本商工会を代表し、本商工会の業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、あらかじめ会長の定める順位により、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、本商工会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総代会に報告する。

(役員の仕事)

第20条 役員は、法令、定款及び規約の定め並びに総代会の決議を遵守し、本商工会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の仕事)

第21条 役員は、総代会において選任し、又は解任する。

2 役員の仕事又は解任に関する議決は、あらかじめその旨を通知した総代会においてのみすることができる。

3 前2項に規定するもののほか、役員の仕事及び解任に関し必要な事項は、総代会の議決を経て別に定める。

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
- (1) 精神の機能の障害により役員の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 未成年者
 - (4) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (5) 第9条第2項の各号のいずれかに該当する者
- 5 監事は、会長、副会長、理事又は本商工会の職員を兼ねてはならない。

(役員任期)

第22条 役員任期は、3年とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第23条 本商工会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が本商工会を代表する。

(役員報酬)

- 第24条 役員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、総代会の議決により、慰労金又は常勤の役員に対する報酬を支給することができる。

第5章 顧問

(顧問)

第25条 本商工会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本商工会の目的達成のために必要な学識経験のある者のうちから、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、本商工会の目的達成について必要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 第22条(役員任期)の規定は、顧問について準用する。

第6章 総会、総代会及び理事会

第1節 総代会

(総代会)

第26条 本商工会に総代会を置く。

(総代の定数)

第27条 総代の定数は、56人とする。

(総代の任期)

第28条 総代の任期は、3年とする。

2 第22条第2項から第4項まで(役員の任期)の規定は、総代の任期について準用する。

(総代の選挙)

第29条 総代は、各地区ごとに、各地区に属する会員のうちから、その地区に属する会員によって選挙する。

2 前項の地区及び各地区において選挙すべき総代の数は、別表のとおりとする。

(総代会の招集)

第30条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会の2種とし、会長が招集する。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総代会は第4項に規定する場合のほか、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、事業年度終了後2月以内に総会を招集する場合には、当該総会をもって通常総会とし、通常総代会の開催を要しない。

3 前項の臨時総代会を招集する場合は、理事会の同意を得なければならない。

4 会長は、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総代会の招集を請求したときは、その請求があった日から3週間以内に、臨時総代会を招集しなければならない。

5 前項の規定による請求をした総代は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総代会招集の手続をしないときは、第1項の規定にかかわらず、市長の承認を得て総代会を招集することができる。会長の職務を行う者が不在の場合において、総代が総代の総数の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。

6 総代会の招集は、少なくとも会日の1週間前までに、各総代に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

(総代会の決議事項)

第31条 この定款で別に定めるもののほか、次の事項は、総代会の議決を経なければならない。ただし、総会において議決する場合は、総代会の議決を要しない。

(1) 定款の変更

- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更

（総代会の議事等）

第32条 総代会は、総代の総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 総代会の議事は、第4項ただし書及び第33条に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総代会の議長は、出席者の互選によって定める。
- 4 総代会においては、第30条第6項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 5 総代会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第30条第6項の規定は適用しない。
- 6 第11条（議決権及び選挙権）の規定は、総代会の議事について準用する。この場合において、第2項中「その会員の3親等以内の親族若しくは常時使用する従業員又は他の会員」とあるのは、「その総代の選挙された地区の会員」と、第4項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。

（特別の議決）

第33条 次の事項は、総代の総数の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名

（議事録）

第34条 総代会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 総代会が開催された日時及び場所
 - (2) 総代会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 監事の監査結果についての報告内容の概要
 - (4) 総代会に出席した会長、副会長、理事又は監事の氏名
 - (5) 議長の氏名
 - (6) 議事録の作成に係る職務を行った役員の氏名

第2節 総 会

(総会の決議事項)

第35条 本商工会の解散又は合併は、総会の議決を経なければならない。

(総会の招集)

第36条 総会は、前条の議決をする必要があるときに限り、理事会の同意を得て、会長が招集する。ただし、総代会を設置すべき法定の要件を欠くに至ったときは、前条の議決以外の事項を目的として総会を招集することができる。この場合には、総代会に関する規定は総会について準用する。

(総会の議事)

第37条 解散又は合併の決議は、総会員の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数によって行うものとする。

(準用規定)

第38条 第30条第4項から第6項まで(総代会の招集)、第32条第1項から第5項まで(総代会の議事等)、第33条(特別の議決)及び第34条(議事録)の規定は、総会について準用する。

第3節 理事会

(理事会)

第39条 本商工会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事の全員をもって組織する。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の招集は、各役員(監事を除く。以下本条において同じ。)に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。
- 5 理事会の議長は、会長をもってあてる。
- 6 会長に事故があるとき又は欠員のときは、第19条の規定により会長の職務を代理し又は代行する者が議長となる。
- 7 理事会における各役員の議決権は、各々1個とする。

(理事会の決議事項)

第40条 この定款で別に定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会又は総代会に提案すべき事項
- (2) その他本商工会の業務の執行に関し重要な事項

(準用規定)

第41条 第32条第1項、第2項、第4項及び第5項（総代会の議事等）並びに第34条（ただし、第3項第3号を除く。）（議事録）の規定は、理事会について準用する。

第7章 部会及び委員会

第1節 部会

（部会）

第42条 本商工会に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。

- （1）建設部会
- （2）商業部会
- （3）工業部会
- （4）観光部会

2 部会は、本商工会の会員によって構成する。

（部会長及び副部会長）

第43条 部会に部会長1人及び副部会長2人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会において互選する。

（総代会への報告）

第44条 部会長は、会務の状況を毎事業年度少なくとも1回総代会に報告しなければならない。

（部会について必要な事項）

第45条 前3条に規定するもののほか、部会について必要な事項は総代会の議決を経て別に定める。

第2節 委員会

（委員会）

第46条 本商工会に、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するため、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

（委員会について必要な事項）

第47条 前条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第8章 青年部及び女性部

第1節 青年部

(青年部)

第48条 本商工会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業の後継者たるべき青年の経営者としての資質を向上させ、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として青年部を置く。

(青年部員の資格)

第49条 青年部員たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者（法人にあってはその役員）又はその親族若しくはその後継者と認められる者であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、年齢満45歳以下の者とする。

(青年部の事業範囲)

第50条 青年部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修活動に関すること。
- (2) 調査研究活動に関すること。
- (3) 広報及び意見活動に関すること。
- (4) 地域活動に関すること。
- (5) 社会一般の福祉の増進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(部長及び副部長)

第51条 青年部に部長1人及び副部長2人を置く。

2 部長及び副部長は、青年部において互選し、理事会の承認を得るものとする。

3 部長及び副部長は商工会の会員になるものとする。

(青年部について必要な事項)

第52条 前4条に規定するもののほか、加入手続その他青年部について必要な事項は、総代会の議決を経て別に定める。

第2節 女性部

(女性部)

第53条 本商工会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業に携わる女性としての経営知識と教養を深め、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として女性部を置く。

(女性部員の資格)

第54条 女性部員たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者（法人にあってはその役員。以下この項において同じ。）若しくはその配偶者又は本商工会の会員たる商工業者の親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、女子とする。

（女性部の事業範囲）

第55条 女性部は、次に掲げる事業を行う。

- （1）研修活動に関する事。
- （2）広報及び意見活動に関する事。
- （3）地域活動に関する事。
- （4）生活改善活動に関する事。
- （5）社会一般の福祉の増進に関する事。
- （6）前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（準用規定）

第56条 第51条（部長及び副部長）及び第52条（青年部について必要な事項）は、女性部について準用する。

第9章 支 部

（支 部）

第57条 本商工会に、商工会事業を円滑に推進するとともに、地域ごとの融和を図るための組織として、支部を置く。

- （1）久々野 支部 （久々野地域）
- （2）朝 日 支部 （朝日地域）
- （3）高 根 支部 （高根地域）

（支部長及び副支部長）

第58条 支部に支部長1名及び副支部長2名を置く。

（支部について必要な事項）

第59条 前2条に規定するもののほか、支部について必要な事項は、総代会の議決を経て別に定めるものとする。

第10章 管 理

（定款その他の書類の備付け及び閲覧）

第60条 会長は、定款及び規約を、並びに10年間総会及び総代会の議事録を本商

工会の主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 会員は、いつでも、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第61条 会長は、毎事業年度、通常総代会の会日の1週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成して監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、通常総代会の会日の前日までに、意見書を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項に規定する監事の意見書を添えて第1項に規定する書類を通常総代会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 4 会員は、いつでも、第1項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第62条 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第11章 事務局

(事務局)

第63条 本商工会に、事務局を置く。

(事務局長及び職員)

第64条 事務局に、事務局長1人のほか経営指導員その他の必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、会長の命を受け、事務を統轄する。
- 3 事務局職員は、事務局長の指揮を受け、事務を処理する。
- 4 事務局長は、会長が任免する。

(経営指導員)

第65条 経営指導員は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項にいう経営改善普及事業に従事する。

- 2 経営指導員は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令第1条第1項第3号に基づき経済産業大臣の定める資格を有する者のうちから、会長が任命する。
- 3 会長は、経営指導員を任命し、又はこれを免ずる場合には、あらかじめ県知事の

承認を得るものとする。

(事務局及び職員について必要な事項)

第66条 前3条に規定するもののほか、事務局及び職員について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第12章 会 計

(事業年度)

第67条 本商工会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(収 入)

第68条 本商工会の経費は、会費、手数料、使用料その他の収入をもってあてる。

(手数料及び使用料)

第69条 本商工会は、施設等の使用又は事務の代行その他の事業の実施について、総代会の議決を経て別に定めるところにより、手数料及び使用料を徴収する。

2 前項に掲げる手数料及び使用料については、その額が適正な原価に照らし公正妥当な範囲内でなければならない。かつ、その徴収方法は、適正かつ明確なものでなければならない。

第13章 解散及び清算

(解 散)

第70条 本商工会は、次の場合には、解散する。

- (1) 総会において解散の決議をした場合
- (2) 合併した場合（合併後存続する場合を除く。）
- (3) 破産した場合
- (4) 設立の認可を取り消された場合

(清算人)

第71条 清算人は、前条第1号の規定による解散の場合には、総会において選任する。

(財産処分の方法)

第72条 清算人は、就任の日から6月以内に財産処分の方法を定め、総会の議決を経て市長の認可を受けなければならない。

2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、市長

の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

(解散後における会費の徴収)

第73条 本商工会は、解散後であっても、総会の議決を経て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

(残余財産の帰属)

第74条 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させるものとする。

付 則

(実施の時期)

1 この定款は、本商工会の成立の日（平成17年4月1日）から実施する。

(任期の特例)

2 設立当時の役員の任期は、第22条（役員の任期）の規定にかかわらず、設立後最初の総代会までとする。

(事業年度の特例)

3 設立当時の事業年度は、第67条（事業年度）の規定にかかわらず、本商工会の成立の日に始まり、平成18年3月31日に終わるものとする。

付 則

(実施の時期（第34条及び第41条の一部改正）)

1 この定款の一部改正は、定款変更認可の日（平成19年6月29日）から実施する。

付 則

(実施の時期（第49条の一部改正）)

1 この定款の一部改正は、定款変更認可の日（平成26年5月29日）から実施する。

付 則

(実施の時期（第49条の一部改正）)

1 この定款の一部改正は、定款変更認可の日（令和元年5月29日）から実施する。

付 則

(実施の時期（第21条、第27条、別表の一部改正）)

1 この定款の一部改正は、定款変更認可の日（令和2年5月29日）から実施する。

付 則

（実施の時期（第4条の一部改正））

1 この定款の一部改正は、定款変更認可の日（令和3年5月28日）から実施する。

付 則

（第9条第2項、第16条第1項第3号、第21条第4項第5号の改正）

1 この定款の一部改正は、定款変更認可の日（令和4年5月27日）から実施する。

別表

高山南商工会地区別総代数

久々野地区	30人		
朝日地区	17人		
高根地区	6人		
その他	3人	青年部2	女性部1
合 計	56人		